

<保護者用>

病気回復後の登園の際に、下記登園届<太枠内>の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)

保育園みんなのおうち園長殿

入所児童名 _____

病名「 _____ 」と診断され、

_____年 _____月 _____日 医療機関名「 _____ 」

(医療機関連絡先： _____)において病状が回復し、

集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

保護者名 _____

印又はサイン _____

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後48時間経過しており、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	・発疹が現れてから2日以上経過していること ・発疹の症状が落ち着いていること(水疱がなくなっていること、発疹が乾いていること)
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	・普段の食事を食べても痛がらないこと ・解熱後1日以上経過していること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	発熱が治まり普段の食事がとれること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウ ウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢の症状が治まってから24時間経過しており、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	咳が治まり、咳の影響がなく夜眠れていること
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発しん		解熱後1日以上経過し機嫌が良く普段の食事がとれること